

介護保険 負担限度額認定証更新のご案内

「負担限度額認定証」は、介護保険施設・ショートステイ利用時の食費、部屋代の負担を軽減するために必要な証書です。この証書は、有効期限が7月31日までとなっており、8月以降も認定が必要な場合、更新手続きが必要となります。

現在認定証をお持ちの方には更新のお知らせを送付しましたので、お近くの市町村窓口へ持参、または郵送にて申請手続きをお願いします。申請受付後、要件を満たす方には新しい認定証を送付します（7月末頃発送予定）。対象となる要件は以下の通りで、所得と預貯金の両方の要件に当てはまる必要があります。

Check Point

申請する際、記帳した通帳の写しなどの添付が必須です。

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	
番 号	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	
適用年月日	から
有効期限	まで
実費の負担限度額	(介護予防)短期入所(療養)介護 その他のサービス 円
居住費又は 滞在費の 負担限度額	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室 従来型個室(特等室) 多床室 円
保険者番号 並びに保険者 名称並びに 所在地及び印	東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 8469 印

利用者負担段階	所得などの要件	預貯金などの要件
第1段階	・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方	預貯金・有価証券の合計額が1,000万円以下であること (夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が650万円以下であること (夫婦は合計1,650万円以下)
第3段階①	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円を超えて120万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が550万円以下であること (夫婦は合計1,550万円以下)
第3段階②	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	預貯金・有価証券の合計額が500万円以下であること (夫婦は合計1,500万円以下)

※令和7年8月から下線部の金額が「80万円」から「80.9万円」に変わります。

介護保険 負担割合証を送付します

「負担割合証」は介護サービス利用時の自己負担割合を記した証書です。支給限度額を超えた自己負担分、日常生活費、食費、部屋代等の費用は対象となりませんのでご注意ください。

現在ご利用の証書は7月31日までの期限となっておりますので、新たに令和7年8月1日から令和8年7月31日までの1年間有効となる証書を送付します（7月末頃発送予定）。申請手続きは不要ですが、証書が届いたら、必ず担当ケアマネジャー、入所中の介護保険施設等にご提示ください。

負担割合 及び 適用期間をご確認ください。負担割合は「1割」、「2割」、「3割」のいずれかです。適用期間内に割合が変更される場合、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番 号	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	
利用者負担割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号 並びに保険者 の名称 所在地及び印	東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 8469 印

問い合わせ先

介護保険課 給付グループ

☎0532-26-8468・8469

65歳以上の方の介護保険料について

介護保険料は40歳からご加入の医療保険の保険者に納付していただきますが、65歳の誕生日の前日の属する月からは東三河広域連合へ納めていただきます。

介護保険料の納付方法

特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書納付または口座振替)があります。

介護保険料額

15段階に分かれており、前年中の本人の収入や所得等の状況、世帯の市町村民税課税状況によって決まります。

具体的な金額や納付方法については、毎年8月に東三河広域連合より郵送する介護保険料本算定通知でお知らせしています。

介護保険料の減免について

「災害により住宅や家財に著しい損害を受けたとき」、「事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき」、「刑事施設等に拘禁されたとき」などの理由により、保険料の納付が困難な方は減免を受けられる場合があります。詳しくは東三河広域連合または各市町村の介護保険窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

介護保険課 保険料グループ ☎0532-26-8466・8467

市町村
介護
保険
窓口

豊橋窓口(豊橋市長寿介護課内)

☎0532-51-3130

豊川窓口(豊川市介護高齢課内)

☎0533-89-2173

蒲郡窓口(蒲郡市長寿課内)

☎0533-66-1176

新城窓口(新城市高齢者支援課内)

☎0536-23-7688

田原窓口(田原市高齢福祉課内)

☎0531-23-3217

設楽窓口(設楽町町民課内)

☎0536-62-0519

東栄窓口(東栄町福祉課内)

☎0536-76-1815

豊根窓口(豊根村住民課内)

☎0536-85-1313

新しい旅券(パスポート)の発給が始まりました

偽造・変造対策を強化するため、顔写真のページにプラスチック基材を用いたパスポートの発給が2025年3月24日より開始されました。新しいパスポートは国立印刷局が集中的に作成するため、申請から受取までの日数が次のとおり変わります。(※土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く。)

窓 口	現 行	変 更 後
東三河広域連合旅券センター豊橋窓口	6日	10日
東三河広域連合旅券センター 豊橋窓口以外(豊川、蒲郡、新城、田原、設楽、東栄、豊根)	8日	12日

従来よりも長くなるため、海外旅行を検討中の方は早めの申請をお願いします。
なお、現在お持ちのパスポートは有効期間までご利用いただけます。

パスポートの新規申請が電子で行えるようになりました

これまで、電子申請の対象はパスポートの更新(切替申請)のみでしたが、新たに申請する場合(新規申請)も対象となります。また、これに伴い、手数料が変更となっておりますので、詳細は愛知県旅券センターWebページをご覧ください。

詳しくはコチラ
旅券(パスポート)のご案内



問い合わせ先 お近くの窓口へお問い合わせください

市町村
窓口

豊橋窓口☎0532-53-6680

豊川窓口☎0533-89-9191

蒲郡窓口☎0533-66-1110

新城窓口☎0536-23-7628

田原窓口☎0531-23-3511

設楽窓口☎0536-62-0519

東栄窓口☎0536-76-0501

豊根窓口☎0536-85-1313